

第3回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

【日時】

平成29年7月6日（木）15:00～16:30

【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室

【出席者】

制定委員：染谷市長、牛尾理事、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、孕石こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、北川行政経営部長、畑教育部長、今村病院事務部長、鈴木議会事務局長

※濱田教育長は欠席

事務局：地域づくり課 小澤課長、藪崎補佐、友野主査

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

(1) 条文の字句の修正について

素案の公表後、法規担当部署（経営管理課）との協議で条文の字句に修正があった箇所について事務局から説明した。制定委員から意見はなく、提案のとおり承認された。

(2) 協働のまちづくりの推進体制（第10章）について（実効性の確保）

第2回制定委員会での指摘を踏まえ、前回の提案からの修正内容を説明した。

○制定委員からの意見

A 委員：第30条第4項の運用について、もう一度説明して欲しい。

事務局：市長から諮問を受け、任期中に答申ができない場合に、答申をするまで任期を延長することができる特例である。あと少しで答申ができるという段階で任期が満了となってしまう場合に、委員の了解を得た上で、延長して答申をしていただこうとするものである。

A 委員：任期を延長した場合に、既に新しい委員が決まっているときでも、以前の委員が答申までしていくということか。

事務局：ケースとしては稀だと思うが、次の委員を公募して、候補者を内定した後で、現在の委員の任期を答申まで延長するようなことも想定される。その場合、委員の候補者には事情を説明し、理解を求める必要がある。

A 委員：任期の考え方はどうなのか。任期満了の次の日から新しい委員の任期が開始となるのか。

事務局：常設の委員会でもなくとも良いと考えている。新しい委員を委嘱した日から任期が始まる。

B 委員：教育委員会では1年以上かけて答申を行うものもある。例えば、任期が残り2ヶ月で、答申まで1年程度必要と見込まれる諮問があった場合、委員の任期を延長するのか。

事務局：条例の改正に関する諮問の場合、1、2か月程度で答申ができるとは思えないので、その場合は新しい委員になってから諮問を行うことになると考えている。

C 委員：自治基本条例は、原則的なことを書くべきで、細かい例外的な規定は定めなくてもよいのでは。任期は原則2年などの表現にして、例外は規則で定めるような方法が可能かどうか。

事務局：指摘のように、第30条第4項は他県の事例を参考にしており、島田市の条例にはない。事務局としては、必ずこの規定を残したいと固執しているわけではない。

D 委員：規則で定める事項は、どんな内容か。

事務局：だれが会議の議長となるか、会議を招集するのはだれかといった内容を定める予定。他の条例では、任期なども規則に委任しているものもある。第30条第4項は条例から削除するということでよいか。

委員：異議なし

E 委員：第27条は、市民への周知がある程度達成できたと判断した時点で削除することになるのか。

事務局：新たに市民となる方もいるので、啓発は継続して行っていく必要がある。

F 委員：第26条では委員の全部又は一部の公募に努めるとなっているが、第30条第2項では「識見を有する者及び公募に応じた者」となっている。第26条の表現ならば、仮に公募に応じた者がいなくても問題ないと思うが、「及び」でつなぐと公募に応じた者を必ず選出しなければならないように読める。

事務局：「識見を有する者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する」となっているので、そういう場合でも条文上問題はないと考えている。市の規則で「公募に応じた者で市長が適当と認める者」と規定している事例もあるので、参

考にしたい。

F 委員：選考するときの基準を明確にしておく必要がある。

G 委員：委員の人数は5人でいいか。公募の人数は何人と想定しているのか。

事務局：学識経験者1名、NPOの代表者、公募者を1、2名と想定している。

B 委員：掛川市の条例にも同様の規定があり、「参画の原則により幅広い層から公募をするが、法令等の定めや合理的な理由がある場合は公募しない」と解説されている。

F 委員：法令等に抵触しない限り、公募していくということか。

事務局：多様な意見を聴くため、公募することになると考えている。

B 委員：委員の人数まで条例に定める必要があるか。条例には骨子を定めて、詳細は規則で定めてもよいのではないか。

事務局：島田市では、構成、所掌事項までは条例で定めているケースが多いが、細かいことを規則で定めるのは法制執務上ルール違反ではない。他の条例とのバランスも考えたいので、この場は保留としたい。

H 委員：委員会に諮問することができるのは条例改正のみか。

事務局：条例の見直しについては当然諮問が必要で、それ以外の事項についても諮問することは可能と考えている。

事務局：第10章は再度検討することとする。

(3) 前文について

①条例(素案)の前文、②地域づくり課で作成した対案、③部長会議での指摘を踏まえた修正案の3案について事務局から概要を説明し、協議を行った。

○制定委員からの意見

A 委員：対案と修正案の「越える」と「超える」の使い分けの理由はなにか。

事務局：法規担当部署との協議で、世代や性別といった概念をこえる場合には「超える」を使う、ということで修正した。

G 委員：地方分権の進展や少子高齢化といった今の時代の課題が書かれているが、20年、30年と運用していく中で、内容が古くなってしまってもよいのか。

事務局：前文には制定当時の時代背景や条例が必要な理由が書かれている。

B 委員：他市町村の条例でも、早く制定したところではその当時の時代背景が、最近制定したところでは最近の時代背景が、それぞれ書かれている。当市でも、現在条例が必要な理由が書かれているということでよいと思う。

E 委員：「少子高齢化社会」ではなく「少子高齢社会」。

C 委員：地方分権については平成12年ごろから行われていて、進展していない印象だが。

B 委員：「地方創生の流れ」と入れた方が、今の状況に合っている。

事務局：「地方分権の進展」を「地方創生の流れ」に修正する。

I 委員：2段落目の「かつて」で始まる所、大井川は川留めによって地域社会を形成しましたとなるが、主語と述語が合っていない。このフレーズを残すのであれば、「大井川は国境であったけれど、川留めで地域社会を形成し、今では」とつなげたほうが、分かりやすいと思う。

B 委員：川留めのくだりを削り、「駿河と遠江との国境であった大井川は、今では地域の中心を流れ」とつなげたら分かりやすい。

事務局：指摘のとおり修正する。

F 委員：大井川のことは最初の方で触れているので、最終段落の「大井川が普遍的な・・・語り継がれ」までを削ってもよいのでは。「私たちは、誰もが誇りに思える」としてはどうか。

B 委員：何が「後世でも語り継がれ」なのか。「この条例が」ということだと思うが、主語が分かりづらい。

事務局：指摘のとおり修正する。

(4) 条例の施行期日について

施行期日を平成31年1月1日とする事務局の提案を説明し、協議を行った。

○制定委員からの意見

B 委員：議題から外れるが、自治基本条例で論点に挙げられる「最高法規性」「住民」「住民投票」について、島田市の条例では「最高法規性」は定めず、「住民」の定義も問題ないと思うが、「住民投票」についてはどうか。

事務局：自治基本条例とは別の条例で、その都度要件を定めることとなる。自治基本条例で「条例で定めるところにより住民投票を実施することができる」と定めることによって、条例施行後に住民投票を実施する場合には、その都度議会で条例の議決を得て実施することとなる。

H 委員：常設型の住民投票条例を制定している県内の自治体はあるか。

事務局：静岡市が制定している。

H 委員：他市の条例では、住民投票の結果には従うと書いてあるのか、それともそういうことは定めていないのか。

B 委員：掛川市の条例では住民投票の結果を尊重するよう努めると定めている。

事務局：法律で実施する住民投票については従う義務があるが、条例で実施する住民投票について従う義務を定めると議会の議決権を侵すことになるので、尊重するに留まる。

事務局：施行期日についてはどうか。

B 委員：条例の検討を最初に開始してから平成31年で5年となる。施行までに十分に時間をとって準備するということがよいのではないか。

4 その他

(1) 今後の作業スケジュールについて

今後の作業スケジュールについて事務局から説明を行った。

(2) 逐条解説について

条文の逐条解説について、今後の作業内容の説明を行った。

5 閉会

以上